

呉市長退職金市民評価制度について

1 協議の前提

(1) 制度の対象

本制度は、新原市長の退職手当に限定した制度とする。

(2) 退職手当の上限額

本制度による退職手当の額は、呉市特別職員退職手当支給条例の規定に基づき算出した額を上限とする。

(3) 特例条例案の提案

本制度の実施に当たり、呉市特別職員退職手当支給条例の特例条例を議会に提案する。

2 市長退職手当の性格を踏まえた制度設計の基本的な考え方

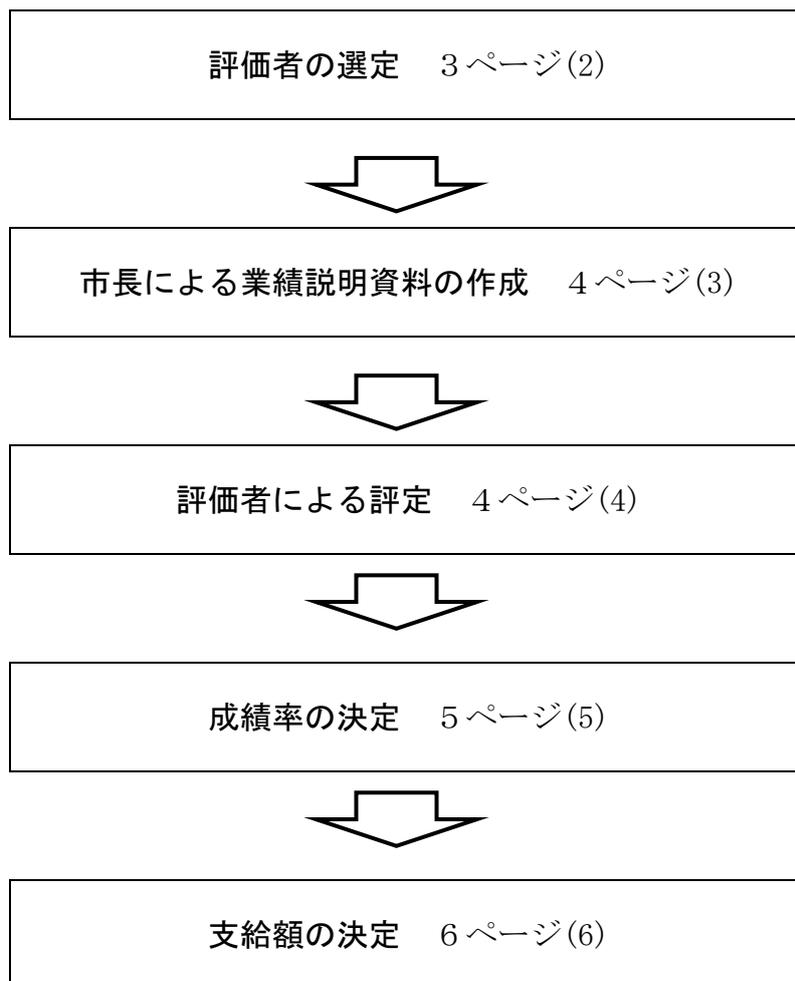
市長の退職手当は、一般職の職員と同様に勤続報償を基本とする考え方で支給されるものである。

そのため、新原市長のみに限定するとはいえ、本来得るべき退職手当を減額する可能性のある制度を実施するに当たっては、間接的な影響まで考慮すると、退職手当の基本的な趣旨に反しないように制度を設計する必要がある。

3 制度の概要

(1) 決定プロセス

市民評価により市長の退職手当を決定するプロセスは、概ね次のとおりであり、各項目については次ページ以降に記載する。



(2) 評価者の選定

① 評価者の選定方法

呉市長の選挙権を有する者から単純無作為抽出により選定し、意向確認の上同意が得られた者を評価者とする。

その際、市民が積極的に参加しやすい制度となるように、実施に当たっては合理的配慮等の措置を行う。

なお、呉市議会議員及び呉市の常勤の職員は、評価者になることができないものとする。

② 評価者の人数

一般的に、回答比率0.5、標本誤差5%ポイント、信頼水準95%とした場合に、必要となる評価者の数は384人とされている。

※出典：総務省統計局ウェブサイトから

しかし、実際の抽出数は参加率を考慮して決定する必要がある。

ここで最近の他都市における無作為抽出による市民参加の状況を見ると、約2パーセントから約8パーセントであるが、これらはワークショップを伴うものであり、今回の制度はこれらと比べると参加のハードルが低いものと考えられる。

このことから参加率を8パーセントの2倍である16パーセントと仮定すれば、 $384人 \div 16\% = 2,400人$ を抽出することとなる。

【無作為抽出による市民参加の状況】

名称	抽出数	希望者数	参加率
東村山市版株主総会(R1)	3,000人	66人	2.2%
かわにし市民会議(R1)	2,000人	163人	8.2%
武蔵野市市民ワークショップ(H31)	1,500人	94人	6.3%
たかさき市民討議会(H29)	1,200人	73人	6.1%

(3) 市長による業績説明資料の作成

① 事業又は項目

ア 市長が市長選挙時に市民に提示した項目

イ 市長就任後に発生した政策課題

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興，新型コロナウイルス対策

② 目的

①の事業等ごとにその目的を記載する。

③ 進捗状況・成果

①の事業等について，②の目的に即して進捗状況や目的の達成状況，加えて事業化されているものについては予算額又は決算額等を記載する。

④ 外部委員による内容確認

業績説明資料の客観性を確保するため，外部委員による内容確認を行う。

(4) 評価者による評定

評価者による評定については，評価者を一堂に集め，市長が業績説明資料に基づきプレゼンテーションを実施し，評価者はその場で評定を行う。

各評価者の評定は，ABCの3段階の総合評定とし，概ね標準的な業績をあげた場合をB評定とし，優れた業績をあげたA評定は加算要素，十分な業績をあげていないC評定は減点要素とする。

この場合，例えばB評定を10点とすれば，A評定は15点，C評定は5点として集計する。

(5) 成績率の決定

各評価者の評定を集計し、その平均点により次のとおり成績率を定める。

【評定の集計結果と成績率】

評定の集計結果（平均点）	成績率
10.0点以上	100%
9.5点以上 10.0点未満	75%
9.0点以上 9.5点未満	50%
8.5点以上 9.0点未満	25%
8.5点未満	0%

A = 15点, B = 10点, C = 5点として計算

(6) 支給額の決定

成績率を退職手当に反映させる際に考慮すべき点は、2の市長退職手当の性格を踏まえた制度設計の基本的な考え方（1ページ）で述べたように、市長の退職手当は勤続報償を基本とするものであり、この基本的な趣旨に反しないように制度を設計する必要がある。

また、評価が高かった場合の加算がないことに加え必要経費が支給額から控除されることという特殊な前提も考慮するとともに、民間企業の役員報酬における基本給与と業績連動給与の割合なども参考にすることが必要である。

これらの点を総合的に判断すると、呉市特別職員退職手当支給条例の規定による額の7割を勤続報償に対応する部分とし、残りの3割に成績率を反映させた後に、必要経費を控除した額を支給額とすることが適当である。

【想定される必要経費（概算）】

無作為抽出者への参加意向確認に要する郵送料等、評価者に対する交通費や資料代等、業績説明資料の客観性担保のための外部委員への謝礼等を踏まえると、必要経費は約170万円程度が想定される。

(7) 評価の時期

市長の業績に対する最大の評価の場は、選挙の場であるとも考えられることから、制度設計に当たっては、特にスケジュール等で次期市長選挙への影響を極力及ぼすことがないように、評価作業は次期市長選挙終了後から任期満了までの間に行うことが望ましい。

時 期	項 目	内 容 等
10月上旬	評価者の選定	・無作為抽出した市民に対し、市民評価への参加依頼を送付し、参加の意向確認
10月下旬まで	業績説明資料の作成	・業績説明資料への掲載事業の選択について、客観性を持たせるため、外部委員による内容確認を実施
11月上旬	市長選挙告示	
11月中旬	市長選挙投開票	
市長選挙終了後 速やかに	市民評価の実施	・市長が評価者に対し、業績説明資料をプレゼン ・評価者はその場で評定を行い、評定票を提出
11月18日	市長任期満了	
11月下旬	評定結果の集計、退職 手当支給額の決定	・評価者の評定結果を集計し、成績率を決定し、退職手当支給額（案）を作成 ・評価の公正性確保のため、外部委員による審査を実施
12月上旬	市長退職手当の支給	・任期満了から1月以内

4 給与条例主義との関係

市長の退職手当の額は、地方自治法第204条第3項の規定により条例で定めなければならないこととされている。

ここで一般職について見ると、一般職も同様に地方自治法第204条第3項の規定により各種手当の額を条例で定めなければならないこととされているが、手当の種類によっては条例で額の上限や範囲を規定し、具体的な額は規則に委任している例も見受けられる。

したがって、地方自治法の趣旨の範囲内で条例と規則との役割分担を適切に行うことにより給与条例主義との整合を図る。

5 その他

本制度の実施について、仮に市民評価の時期に新型コロナウイルス禍により3密対策が求められる状況があるとすれば、この提案は現実的に実施可能な手法とは言えず、最終的に採用できるかどうかは特例条例を議会提案する時期に改めて判断する必要がある。

また、一般職の公務員に対して支給される給与で成績が反映されるものは期末・勤勉手当のうちの勤勉手当であることから、市民評価の対象となる手当を考える場合は、期末手当のうちの勤勉手当相当分を設定し、その部分について例えば市民評価による政策評価と連動する成績率とする方が制度としては適していると思われる。